

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷八十第

號念記年百二誕生スミス・ムダア

口繪 スミスの肖像・筆蹟・國富論初版扉・記念會寫眞

スミスの生涯	………	經濟學博士	本庄榮治郎
道徳的價値判斷 <small>に關する</small> スミスの思想	………	法學士	恒藤 恭
富國論の研究方法に就きて	………	法學博士	財部 靜治
スミスとコンテアツクとの價値論	………	法學博士	田島 錦治
スミスの所謂「眞實の價格」について	………	法學博士	河上 肇
スミスの價格論と分配論	………	經濟學士	谷口 吉彦
スミスの自然主義觀と自由政策の見地	………	法學博士	河田 嗣郎
スミスの自由放任論の特徴	………	經濟學士	堀 經夫
スミスの自由貿易觀	………	法學士	作田 莊一
スミスの對植民地策	………	法學博士	山本美越乃
スミスの租稅原則	………	法學博士	神戶 正雄
スミスの公債論	………	法學博士	小川郷太郎
スミスと浪漫派經濟學	………	法學士	山口正太郎
スミスの名其生涯及其學說等 <small>を早く我國に傳へたる</small> 蘭文經濟書	………	商學士	武藤 長藏

記事 スミス記念會記事 …… 經濟學博士 本庄榮治郎

書目 スミス關係書目 (細目裏面を見よ)

スミスの自然主義觀と自由政策の見地

河 田 嗣 郎

目 次

- 一、啓蒙時代とスミスの事業
- 二、自然法學とスミス
- 三、經濟的自由主義の發展
- 四、スミスの經濟學に於ける自然主義思想
- 五、スミスの自由政策の見地

一 啓蒙時代とスミスの事業

すべて經濟上に於ける自由政策の見地は自然主義思想の應用的發現と觀るべきである。スミスの自由政策の見地も亦當時に於ける自然主義思想の映寫されたものであつて、彼れの經濟的自由主義は啓蒙時代の一般的世界觀又は人生觀の一表現と觀ることが出来る。即ちスミスは精細深刻なる解剖に依て、經濟現象をばその最も簡單なる糸筋に分解したる上再び之を織り上げ、要素からして實在の全象を描き出すに努めた。そのお蔭で、頗る複雑錯綜せる經濟といふ人生の一方

面は、甚だ洞見し易きものたるに至つた。即ち啓蒙思想は經濟生活を斯く征服せることに依て其の最大の勝利を誇り得る次第である。

尙又スミスの經濟學は其の内容に於て啓蒙思想を示して居る。即ち隨所に純粹なる自然が取扱はれ、人の行動を自然的な衝動に歸し、あらゆる人工的な干渉を排斥して居る。自然力の自由なる運動に依て總ての救治と幸福とを期待するは、全然啓蒙思想の意に叶つて居る。又スミスの經濟學を貫流する樂天主義オウチキズムも亦よく啓蒙思想に叶つたものである。¹⁾

スミスの經濟學には其の根本思想を形造る二大思想が存在する。それは、その自由主義觀オウチキズムと樂天觀オウチキズムとであり、然かも両者は互に關聯せるものとして、不可分の一體系を成して表はれて居る。而して此の思想が共に十八世紀に於ける啓蒙哲學に共通なる所のものたることは、最も注意に値する所とせなければならぬ。

そこで私は、スミスの經濟的自由主義を理解し自由政策の見地をその根柢に於て攻究せん爲めには、先づ以て十八世紀の啓蒙思想に固有だつた所のものを叩いて見る要ありと信ずる。

十八世紀の啓蒙哲學は、實にルネイツサンスと共に思想的に近代なるもの、構成を爲し遂げたものである。従て両者には多くの共通の性質が存する。試に之を謂へば、人生に對する喜悅、活動と創造とに對する希求、人間生存の意義を活動に置くこと、事物の支配に對する慾求、あらゆる

- 1) Ad. Eucken, Die Lebensanschauungen der grossen Männer, S. 390
- 2) Ch. Gide and Ch. Rist, A History of Economic Doctrines (english translation) p. 68

る能力の發揮に對する志望などが之である。かるが故に、理性の力に對する大いなる信任が兩者に共通に存せざるを得なかつた。けれども文藝復興期は謂はゞ近代なるもの、少年時代であり、啓蒙哲學時代と共にその成年期が初まるのだから、そこに兩者間には又自ら大いに面目の相違の認むべきものがある。

仍て尙ほ少しく啓蒙時代の特徴に就いて見るに、十八世紀の思想家に共通だつた所のものは、自然の力を信じ又自然の善なることを信じ、その信念に依て人間の働が鼓舞せられ、行動が喜ばしき信頼を以て滿されたことに存する。又當時の一般傾向としては、世界萬象が人間を中心として考へられた。人は先づ以て己れ自身を知ること^{を要し}、又自己が周圍に對して有する關係を理解するを必要とした。個人は社會以上に立ち、人の能力と意思とからあらゆる善果が期待された。されば歴史的に傳はつたものよりも、自己の本質の基礎の上に立つて居る所の理性が重んぜられ、理性は歴史的な傳來物に對して嚴峻なる批評を試みた。そして斯く理性に多大の信任の置かれる所から、事物をばすべて理性の力に於て解剖して這間の理法を探らんとした。その目的の果さるゝ道筋は謂ふ迄もなく科學であつた。又理性は各人に對して同一の獨立と同一の權利とを認めんとした。そして其の理性あるが爲めに精神はあらゆる歴史的な傳來より獨立せる自然的な權利、自然的な道德、自然的な宗教等を造り得るものとせられ、此等に依てあらゆる傳來は自由に批判

せらるべきものとし、すべて理性に反するものは排斥せられ、之に合するものは受入れられ高め、
らるべきものとした。そして人の本性の中に在つて直接なる働を爲す所の自然性は其の本然の力
を十分に發揮し得ん爲めに、又周圍の事物を理性的に造り上げん爲めに、たゞ自由にせらるゝこ
とを必要としたのである。³⁾

斯くの如く啓蒙時代には、理性を本として物を考へる風と、すべて自然的なるものを善しとす
る考とはが一般に行はれ、それは實に思想的に之を觀て時代の特徴を爲した次第である。元來、自然
的なること、善なることとは、區別せらるべきものたるに拘らず、當時一般の風として自然的な
るものは同時に直ちに善なるものと考へられたのである。⁴⁾ (此事スミスの自由政策の見地を理解す
る爲めには、特に注意すべき所たらざるを得ない。)

ともかく斯かる特徴を有せる十八世紀の啓蒙時代は、佛蘭西を本舞臺として展開した觀があつ
たが、然しその絶頂は實に英國に於て達せられ、思索が當代の大いなる要求だつた所の時代が生
れ、人間生存のあらゆる問題が熱心に攷究せられた。そして此の英國啓蒙時代に於ける最も著名
なる事業は、アダム・スミスの經濟學である。

オイケンをして謂はしむれば、實に經濟といふ特殊方面に於て、啓蒙思想は純粹で古典的な表
現を爲すに至つた。同時に生存と行爲との全體に涉る信念が展開せられ、經濟といふ人生の領域

3) Eucken, a. a. O. S. 327-331; S. 383)

4) Gide & Rist, op. cit., p. 69

が人間あらゆる動作アルバイトの支配的な中心とせらるゝに至つた。スミスに依て甫めて吾々人間の全生存が物質的な維持と經營との觀念の下に置かれることとなつた。即ちスミスに於て啓蒙思想の經濟理論は、最も純粹なる表現と系統的な組立とを見るに至つた。スミス以前の古き經濟學は、經濟的生活に對して何等の獨立性を與へず、それをば直接に道德上の目的の支配の下に居らしめた。そしてその經濟生活をば一の纏つたものと観ず、個々の現象の集りとしてバラ々々に取扱ふに過ぎなかつた。尤もマーキヤンチリストやフイジオクラットの人々は、經濟といふ現象の全體をば、固有なる基礎觀念の下に置かんと試みたけれども、スミスが之を爲し得たる如くには其の目的を果し得なかつたのである。⁵⁾

そしてスミスが倫理學者としても、當時一流の學者と相並んで哲學史上に地位を占め、特に唯情論者としてシャフツベリーやハチソンやヒュームなどと並び稱せられ、此の方面に於てもやはり啓蒙時代の完成者の一人に數へられるに耻ぢざることも、注意すべき所に屬する。

二 自然法學とスミス

右示すが如く、スミスの思想は大體に於て啓蒙時代の思想一般に共通だつた所のものに據て立つて居るのだが、その啓蒙思想の中に育つたスミスの自由主義は、主として如何なる方面から其

5) Eucken, ibid. S. 387

の營養を吸收したものであるか。之を知る爲めには、當時に於ける自由主義思想に就いてや、詳かに攷察を試むる必要がある。即ち之に關する一般的な攷察を試むるに依てスミスの自由主義の見地は十分之を明瞭にすることが出来るからである。

然るに啓蒙時代に於ける自由主義の見地は、當時廣く行はれたる自然主義觀と結び付いて居て兩者は概念的には別々のものたるに拘らず、實際的には到底之を分離して取扱ふことの出来難きものたるを知らなければならぬ。併し私は茲に研究上の便宜の爲め暫く主として自然主義觀の方面と見らるべきものと、主として自由主義觀の方面と見らるべきものとを別途に觀察して、兩者を共に受入れたるスミスの思想からしては、どうしても經濟上に於ける自由政策の見地の生れて來ざるを得なかつた所以を明かにして見たいと思ふ。しかも之を爲すに就いては、自然主義觀の方は専ら彼の自然法に關する思想と學説とに於て之を窺ひ、自由主義觀の方は専ら之を經濟的自由主義觀の發展として觀察して見ることにする。

そこで先づ自然法學說に就いて見るのだが、それを爲すに就いては、今一度思想史上に於ける近代の形成に關して、前節に述べたる所とや、異なる見方の下に一應の説明を試みることに避くべからざるを見る。仍て少しくハスバツハ氏の所説⁶⁾に従つて其の大様を窺ふことにする。

ハスバツハ氏の觀る所を以てすれば、精神界に於ける近世時代を造り出す爲めには、三つの大

6) Dr. W. Hasbach, Die allgemeinen philosophischen Grundlagen der von François Quesnay und Adam Smith begründeten Politischen Ökonomie, Leipzig 1890 (Schmollers Staats- und socialwissenschaftliche Forschungen, 10. Bd.)

な部類より成れる方が、中世時代よりの傳來に對して戰ふことゝなつた。ヒューマニズムと宗教改革と近世政治觀との三者之である。そして此の三者は各々其の戰場を異にしたけれども合して一つに繋がつた鎖を爲して居た。然かも此の三者はその起原に於ては甚だ相異なるものたるを忘れてはならぬ。

就中ヒューマニズムは中世時代に對して古代を復活せしむることを目的とした。即ち中世時代の科學研究の方法と其の説明とに對して大いなる不滿を抱き、古代の學問をば中世スコラスチック以上に置かねばならぬと考ふるに至つた。此のヒューマニズムから近世過渡期の哲學と博言學とは生れたのである。

古代の倫理觀は、人には善を自ら造り出す性能あるものと見たから、其の『善』と見られるものは頗る自然的なものであつた。然るに基督教は總てを神の恵に歸せんとしたから其の道德は何となく不自然的である。されば古代の思想と學問とを復活せしめんと企てたヒューマニズムは自然的な思想の建設の爲めには疑もなく最も多くのことを爲したものだといへる。特にヒューマニズムの働に依て自然的な要素を包含する所の羅馬法と古代哲學とが復興せられたことは最も注意すべき所で、羅馬法の復興は實に近世自然法觀の生れ出る第一期を造つた。そして此の事業に最も多く貢獻したのは佛蘭西の法律學者達である。彼等は一面的には羅馬法の復活に盡力すると同時

7) ditto, S. 19ff.

に、他方には又希臘哲學の復興にも力を致す所があつた。即ち夙に十六世紀の學者からして自然法觀の建設の爲めに盡力したが、十八世紀に及むでは、自然法觀はルーソーやフイジオクラートの人々々の著述に於て最も力強く、然かも内容豊富で又駭世的なる發現を見るに至つた。又同國に於ては終に自然法觀的なる革命をも勃發せしめ、又同國よりして古き法的秩序の轉覆に對する挑戦的な宣傳が諸國に向つて發せられるを見るに至つた。

然し近世の自然法觀は終にユーゴー、グローチウスに依て科學的に完成せられた次第だから、其點からいへば、此の事業に對して和蘭の貢獻せる所も偉大なるものあるを忘れてはならぬ。

次に宗教改革運動に共通なる所は福音書に復歸せんとすることであつた。換言すれば傳統や定教に抗泥することなく、初代基督教に歸らんとすることに存した。從て宗教改革家の學問は博言學的歴史學的な色彩を有し、ヒューマニズムとの間に内部と外面とに於ける連絡關係を有した。即ち両者は世俗的となれる教會に對して戦ひ、倫理を失ひたる僧侶制と戦ひ、又非學問的となれるスコラスチックと戦つた。即ち両者は新しき倫理の基礎の爲めに働いたのである。

そして人間の道徳性に關する根本問題に就いての争は、所詮國家とか法律とかいふ概念を其說明中より排除することが出來ぬ。されば宗教革命時代に於ては、此等の概念に關する論議が旺に行はれざるを得なかつたが、宗教革命家の教ゆる所は、やがて自己利益セルフィンテレストの教義を培養する所のも

のとならざるを得なかつた。ルーテルの教は人の性惡なるを認め、國家は人々生存の安全と平和との爲めに存し、之を以て其の存立の目的及び理由と爲すものとした。彼は言つて居る『若し世の入々が總て皆善良なる基督教徒であるならば、王も諸侯も刀劍も法律も、皆その必要もなければ又役にも立たぬ』と。

又或學者達は、宗教的自由はやがて法律的にまで展開せなければならぬ。そしてその法律的自由なるものは、日耳曼流の人格觀と相結ばれて茲に新生命を得、人格自由の觀念となり、その基礎觀念の上に法律や國家組織やの築かるべきものとせられる思想にまで發展せないでは止まないと説明して居る。(Robert von Mohl, Kalenborn) 即ち近代の自由主義觀は、宗教革命の思想より湧き出でたるものと見んとするのだが、其の當否はともかく、兩者とも時代の必要に應じて生れ出でたるもので、宗教革命以來時代の進むに従て、時代の必要は在來の思想に多くのものを添加し、宗教的自由の思想には、政治的自由の思想が附加せられ、又更には經濟的自由の思想も之に添加せられることゝなつたのである。⁹⁾

ともかく近代に入つてからは、漸次に國家の權利そのもの、教會より獨立せる國家の權利が認められることゝなつたのだが、此の努力に依てヒューマニストと宗教革命家とは、十六世紀及十七世紀の大政治家達と握手することゝなつた。國家は外界の權力より自由でなければならぬとせ

9) *ibid.*, S. 21.; S. 28-30

られた。國家を形造る各要部に對する國權の正當なる關係が認められねばならなかつた。そしてヒューマニストと宗教革命家とが、古代に歸ることに其力の源を求めたる如く、近世の政治論者も亦古代の泉より酌まねばならなかつたのである。そして政治家達は、國家の現状を改造せんと欲するに連れて、自然法の教義に對して、理想を建て主義を構成すべき動機を與ふることゝなつた。斯かる實行的な要素が自然法觀に含まれるに至つたことは、氣憶すべき所に屬する。¹⁰⁾

すべて斯かる思想的背景の下に自然法觀は、終に獨立なる科學として建設せられるに至つたのであつて、その建築は謂ふ迄もなく多くの巨匠の手に依て行はれ、終にユーゴー・グローチウスに依て竣功することゝなつた。

そこで尙少しく出來上つた自然法學に就いて見るに、グローチウスは法には三種ありとした。

自然法と神法と民法と之である。就中自然法の根源は、グロウチウス共同生活に對する人間の理性に適應せる配慮なりとした。即ち人は自己の同類と共に一の平安なる、又自己の洞察の方寸に從て秩序づけられたる共同生活を營まんとする自然的慾求を有するもので、此の衝動は利用(又は有用性)に對する顧慮からは獨立して働くものなりと考へた。そして人は斯くの如く自然的に共同生活性を有する所から、其所に言語の働の加はるに依て、其の共同生活の秩序を保ち又人々之に則つて行動すべき一般的な規律を造り出すもので、之れ實に人性に自然なる固有性より生れ出づるものなりと

10) *ibid.*, S. 21 ff.; S. 32

するのである。

此の人性に自然的なる又人の理性よりして當然に生れ出づる固有の權利に屬するものは、(一)他人のものに對して之を犯さざることを、(二)自己の責任より生じたる損害は之を賠償すること、

(三)不法のことは刑罰に依て償はるべきこと、(四)約束を果す義務これなりとせられる。

そして神法は自然法と互に關聯したもので、民法に至つては、そは自然法を根源として生れ出るものなりとする。されば民法は自然法の之を禁止したるものを命することも出来なければ、又自然法の命するものを禁することも出来ぬ。然し自然的なる自由を制限することや、自然法的に許容されたるものを禁することやは、之を爲し得るのである。¹¹⁾

グローチウスの斯の教は、其後 Gassendi, Hobbes, Pufendorf 等を経て Locke に及むだ。

¹²⁾ ロックは人類をば其の自然的なる状態に於て完全なる自由と平等との下に住はせた。又彼は所有權を自然法的な權利と見ることに力を用ゐた。そして彼れの自然法的見地は土地に對する所有權を基礎づける點に於て完成せられたと謂ふことが出来る。即ち『自由と所有』Liberty and Property はロックが英國の所有階級の爲めに掲げた旗印だったのである。¹³⁾

ロックの祖述者としては Francis Hutcheson や François Quesnay や我が Adam Smith を擧げねばならぬ。

11) ditto, S. 33-36

12) Two Treatises of Government, 1689

13) Hasbach, a. a. O. S. 48-56; S. 58

ケネーも亦ロツク同様に自然法的權利の保護・個人の自由及び所有の安全を要求した。然かも彼は此等をば、經濟的繁榮の必要條件として要求したのであつて、此點は最も注意すべき所に屬する。フイジオクラテン以前の自然法論者は、時代の必要に従ひ、主として宗教上の自由、政治上の自由及び個人の自由を要求しただけで、まだ經濟上の自由を要求するに至らなかつた。そしてフイジオクラットの人々も亦専ら經濟上の自由を求むるに止つたわけではなかつたが、ケネーは明かに之を要求し、所有權と政治的自由とに關するロツクの教義を進めて、經濟上の自由に對する人の自然權の教義と爲した。此事は實にケネーの特色と見なければならぬ。そしてケネーは人も知る如く、經濟關係に於ては農業に最も多く注意したが、ともかく自由競争の原理と自由政策の見地とは、既に彼に於て明確に展開せられたのである。即ち彼は完全なる經濟上の自由を將來することが人類の幸福を築き上げる爲めには、必要にして避くべからざる所たると同時に又神の意に叶へる唯一の方法なりと信じたのである。されば若しロツクを以て政治的自由主義の父と謂ひ得べくんば、ケネーは實に經濟的自由主義の母と謂はねばならぬ。

そこで扱て愈アダム・スミスだが、彼は少しも自然法的な議論を遺しては居らぬ。然し彼も亦ロツクの自然法的な見地を踏襲し、自然法學者の列中に加へられてもあながち不當ならざる如き見地に據つて立つたものと見て差支あるまい。¹⁴⁾

14) *ibid.*, S. 58-76

元來徳に叶へるもの (Sittlichkeit) 正法に叶へるもの (Gerechtigkeit) 效用あるもの (Nützlich-keit) とは區別さるべきもので、夙にグローチウスも其の自然法觀からは有用性【ユティリティカイト】といふものを排除したが、併し此の三者を十分明瞭に區別したのはアダム・スミスである。そして彼は有用性に關する部分の學問として經濟學を造り上げたのであるから、其の經濟學說の中には彼れの自然法的論議のシステムを見出し難いのは謂ふ迄もない。けれども其の經濟學の中には、自然法的の考から當然に要求せらるゝ所のものが、隨所に表はれて居ることは、之を認めねばならぬ。

スミスは自然權と認めらるべき『自由』なるものを犯すことに對しては、極度に反對した。即ち例へば、勞働使用上に制限を設けることや、居住の制限となる法規を造ることや、穀物賣買の自由を制限することやは、總べて皆人々の有する自然の自由と正義 (the natural liberty and justice) を傷くるものとして、之を不當なりとして居る。即ち勞働の自由、商業の自由等は、人の有する自然權に屬すと考へたのである。

さればスミスはロックの自由主義觀より出で、然かもケネー同様に、其の見地を經濟上に押廣め、經濟的自由主義を建立することに盡したのである。その自由主義の見地が、自然法に關する見地と同一の立場に立つことは、否定すべからざる所に屬する。¹⁵⁾

三 經濟的自由主義の發展

右の如く自然法觀とスミスの思想との連絡に就いて見來ることに依て、私はどうしても進むで今度は經濟的自由主義そのもの、見地に就いて其の系統を探る必要を感ずる。之に關してもやはりハスバツハ氏の研究は¹⁶⁾大いに據るべき所を示して居る。

ハスバツハ氏の説く所によれば、近世時代に於て最も早く經濟上に於ける自由の原則を高唱せしは、和蘭の Pieter de la Court である。然るに十七世紀の後半並びに十八世紀の初頭に於ては工業及び商業上の自由が英國に於て要求せられ、十八世紀の初には又佛蘭西に於ても、輸出の自由が特に農業の利益の爲めに要求せられた。英國に於ける當時の經濟的自由主義論者の代表者と見らるべきは Sir Joseph Child 及 Sir Dudley North である。佛蘭西では Boisguillebert 及 D'Argenson を推さねばならぬ。

然し乍ら、ケチー及びスミス以前の自然法論者中に既に完全なる經濟上の自由の根本原則が説かれて居たと見るのは誤謬である。近世の自然法觀が自由主義的な明瞭な色彩を得たのは、前にも之を述べたやうに、ロックからのことだが、併しそのロックに於てもまだ經濟的自由の原則は立てられなかつた。

16) Dr. W. Hasbach, Untersuchungen über Adam Smith und die Entwicklung der Politischen Ökonomie, Leipzig, 1891.

ホッブスやスピノザやクリスチャン・ヴォルフやには、元よりまだ經濟的自由政策の見地の求むべきものがない。然らばグローチウス、ブーフエンドルフ、ハッチソンに於てはどうかといふに、グローチウスは中間貿易の自由に就いては説いて居るが、それはたゞ其の祖國當時の實際上の必要から、たゞそのみに就いて論じたばかりで、まだ纏つた自由主義政策の見地となつて表はれては居らぬ。ブーフエンドルフはマーキヤンチリズムの學派に屬し、經濟的自由主義論者ではなかつた。ハッチソンはその政治的見解に於てはロックの後繼者として自由主義論者であるが其の經濟政策觀に於ては、やはりマーキヤンチリストたるを免れぬ。即ち彼は宗教上の自由・政治上の自由並びに個人の自由に就いては、熱心なる主張者だつたけれども、まだ經濟上の自由に就いては知る所がなかつた。ロック自身は固りまだ經濟的自由に就いては説く所がなかつた。さればアダム・スミスは其經濟上の自由政策の見地は、之を自然法學者より受入れた所よりも和蘭及び英吉利の自由政策上の先驅者より繼承した所が多いとせなければならぬ。然しハッチソンに於ては既に經濟的自由の原則が人間の自然權として承認せられねばならぬといふ根本見地が存在して居たから、彼はロックとスミスとの中間に立つものと言ふべきで、スミスは實にハッチソンに從ひ經濟的自由の教義をば經濟的根本權として構成したと觀ることが出来る。¹⁷⁾そこで進むでフイジオクラーテンに就いて見るに、彼等は純粹なる意味に於ての自然法學者と

同列に置かるべきものではない。其の理由は、彼等に於ては、其の自然權は既に經濟的自然權となつて居るし、又フイジオクライト中の多くの學者達は、その經濟的自由主義の見地をば、政治上の立場から論じて居るからである。換言すれば、經濟的自由主義の原則は、フイジオクライトンの著書中に於ては、二つの異つた形成の下に表はれて居る。即ち一は心理的な基礎を有し合目的性を持つて居り、他は自然法的の基礎の上に立ち、正義の要求即ち神の命令として表はれて居る。

前者の見地は Marquis d'Argenson や Gournay やに依て代表せられ、彼等は、人は之を自由に行動せしむれば必ず名譽と利益とを求めて行動するものと見、各人は自己の利害をば自己が最もよく知るものと觀て、其の見地から自由主義の合目的なるを主張して居る。之に反して後者即ちケチーに依て代表せられる經濟的自由主義政策は、自然的な基礎觀念の上に立つて居る。即ち彼れの考によれば、宇宙は一の全智なるもの、働に依て總べて完全に造り上げられたものである。而して人間は地上に其の存在を亨くべく造り成されたものなれば、自然の秩序を理解し、又人間の自然性を知ること努めねばならぬ。すべて人間の保存進歩及び幸福の爲めに有用なるものは、即ち之れ神の命令と見られねばならぬ。人間に最も有用なる物理的並びに倫理的法則を認識することに依て、人々は自然的な又正當なる神の秩序の認識に達することが出来る。即ち觀察

の出發點は個人である。その個人が自由に自然的に働くことに依て、地上に秩序と幸福とは齎さるゝものとせられる。¹⁸⁾

されば經濟上に於ける自由主義は、フイジオクラテンに依て明確に一の理論體系として造り上げられたもので、その以前にはたゞ斷片的に其の意見の散見したに過ぎぬ。然らばスミスはその自由主義をばフイジオクラテンから承繼したかといふに、必ずしもさうでない。彼はフイジオクラートの人達が之を酌み取つたと同じ泉から其の自由主義思想を酌み取つたものと見なければならぬ。然かもフイジオクラテンの自由主義觀とスミスのそれとの間には、少からざる相違の認むべきものがある。即ち前者は人の利己的性質から出發するものなれば、個人の衝動を以て發足點とするに反して、後者は自然及び其の終局目的から物を觀て居る。そしてフイジオクラテンは實際家であるか、さなくば自然法學者たるかに止つて居るが、スミスはやゝ形而上學的に物を觀て居る。かるが故に、スミスは實に以前から散在して居た所の自由主義經濟政策の考を受入れて、之を養ひ育て、十分思想的に發展せしめ、之に形而上學的な論據を與へ、かくてフイジオクラテンと相並むで、一の纏つた不可分の一體としての經濟的自由主義の理論體系を完成したものと見なければならぬのである。そしてスミスの自由主義は、たとへ調子は低くとも、目的觀的な形而上學的な世界觀の地面の上に生育したものとたる點に於て、大いなる特色を有つて居る

18) *ibid.*, S. 199-205

次第である。¹⁹⁾

四 スミスの經濟學に於ける自然主義思想

スミスの觀る所を以てすれば、社會經濟は自然的に發生し又發達したものであつて、何等人爲的に之を造り上げたり之を導いたりする餘地あるものでなく、社會の一般的意思として一定の計畫の下に人爲的な干涉が試みられてそれで社會經濟の整ふものではない。即ち社會經濟に於ける現狀は、幾百千萬といふ個人の自由なる行動に依て自然的に粗立てられるもので、各個人はその場合格別社會全體を整へんとする明瞭なる意識を以て行動するのではなく、各自たゞ自己の欲する所に從て行動するに過ぎぬのだけども、又自己の行動が他人に對して如何なる影響を及ぼし如何なる關係を有するかといふことに就いても、餘り多く顧着する所なく自由に行動するのだけども、然かも社會經濟全體の調子は自然的に整ふものとする。

人のよく知る如く、スミスの教は分業の事實から出發して説かれて居るのだが、此の分業といふ事實は、決して人の智慧で出來たものではなく、交易に對する人類の自然的な慾求から出來たものである。然かも自分自身から出發して無限に發達すべき運命を有するものと觀られた。人々は分業に依て相分れ乍ら又よく之に依て結合されて生存するを以て其の生産を都合よく爲し果

19) *ibid.*, S. 205-210

し得るものである。所が何事が人々の生産を好都合ならしむるものであるか、何事が幸福を齎すものであるかに就いては、其の生存と幸福との岐れ路を自ら選び歩まねばならぬ所の各個人自身
が、最もよく之を辨へて居る。他人よりもよりよく其の判断を爲し遂げ得る自然的な性能を賦與
されて居る。²⁰⁾

スミスは、經濟上の秩序をば、一の有機組織と考へた。即ち各個人が各自には其の爲す所の向
ひ行く方向を十分に知らない乍ら、ともかく其の感ずる衝動に従て行動するにつけ、そこに自然
的に出來上る一の有機的な統一體と考へた。此の各人の自然的な行動に於て、之を導く意思の
力は即ち之れあらゆる經濟活動の原動力である。あらゆる人工的な障礙に打勝ち全組織に調和を
與ふるものである。然らばその原動力たるものは何かといふに、それは實に各人の個人的な利害
personal interest である。換言すれば各人が自己の状態を改善せん爲めにする自然的な努力 (the
natural effort which every man is continually making to better his own condition.)²¹⁾ 之である。

勿論スミスは個人的な利害感情以外の諸多の感情が人々の意思を動かすに足る力を有すること
を否認するものではない。經濟上の行動も從て父利己心以外の動機に依て決定せられることある
を否認せない。又彼は其の議論を爲す際には、特殊の個人を眼中に置くものではなく、普通の人
間を一般的に眼中に置いて論じたのであるが、ともかく各人の行動の原動力たるものが、自己の²²⁾

20) Eucken, a. a. O. S. 387ff.

21) Wealth of Nations, Cannan's ed. Vol. II. p. 172

22) Wealth of Nations, Cannan's ed. Vol. I. p. 332

境遇を更に善くせんとする意志に存することを認め、然かも各人が各自の意志に従て自由に行動すれば、その結果全社會の經濟的調和は自らに實現せられるものと考へた所に、スミスの經濟的
 自然主義觀は存し、然かも其の自然主義觀は、啓蒙期一般の共通的特徴である如く樂天主義オプティミスムと結び付いて居る。

即ちスミスに於ても自然的なるものは同時に必ず善なるものと考へられるのであつて、彼れの
 自然主義と樂天觀とは不可分のものである。個人的利益は常に經濟的組織體を創造し又之を維持
 するのみならず、同時に國家をして富と繁榮とに向つて進歩せしめると考へられた。(by pursue-
 ing his own interest he frequently promotes that of the society more effectually than when he
 really intends to promote it)²³⁾ 尙又自然的なる經濟制度は、たゞに善いばかりではなく、そは神意
 に叶つたものである。(providential) 即ち神は人々に各自その狀態を改善することに對する意欲
 を賦與したのだから、人々はその自然的な意欲に従て行動すれば、そは神の計畫を其儘に遂行
 することとなると考へられたのである。(he intends only his own gain, and he is in this, as in
 many other cases, led by an invisible hand to promote an end which was no part of his inten-
 tion.)²⁵⁾

尤もスミスの觀る所を以てするも、多數個人の集つて造り成せる社會生存上に於ては、各個人

23) Wealth of Nations, Vol. I p. 421

24) Gide and Rist, op Cit. p. 86-89

25) ibid.

が自由に行動することに依て、時に種々なる弊害即ち各個人間の軋轢や利害衝突や其他種々の困つた状態の生ずるを免れ難きことは、之を認めざるわけに行かなかつた。けれども完全に自然的なる社會生活は、自ら又其等の弊害をも救治するに足り、結局各人を導いて幸福に入らしめる。するに各個人が自己の福利の爲めに全能力を盡せば、其事はごうしても全社會の福利を増す所以とならざるを得ない。蓋し各人が互に自己の爲めに働き然かも各人の間に自由なる競争が行はるれば、社會全體は之に依て發達せざるを得ない筈のものだからである。此點に關しては、ミスは十分なる確信を有て居た。彼は或人の爲し果す事柄は、直接にか間接にか、又遅かれ早かれ、他の人々の利益となるといふことに就いては、毫も疑ふ所がなかつた。彼は英國の大なる産業的進歩が勞働者階級の境遇をも大いに改善したことを信じて疑はなかつた。

さればこそミスの觀る所では、各人は正義の法則を破らざる限り、自己の好む所に從て自己の道を行き其の利益とする所を追ひ、その業務と資本とをば、他人又は他の團體に對して競争せしむる完全なる自由を有するものと觀られることになる。(Every man, as long as he does not violate the laws of justice, is left perfectly free to pursue his own interest his own way, and to bring both his industry and capital into competition with those of any other man, or order of man.)²⁶⁾ 即ち彼れの理想とする所は、各人が平等と自由と正義との公平なる待遇の下に自己の利益

を追ひ進み行き得る状態である。

スミスの觀る所では、道徳と幸福とは互に密接に關聯したものである。従て道徳的なるものと有用なるものとは、決して互に反立するものではないが、然し兩者は其の本質に於ては根本的に異つたものである。たゞ神は、人の天性と世界とをば、道徳的なるものと正義に叶へるものとを以て内心及び外面に於ける幸福の泉源たらしめるやうに、造り成した。従て人々はたゞ自己内心の要求に従て行動すれば、自らに幸福に向つて進むことになり、富を獲得せんが爲めに生造し又節約する。そして各自は之を意識することなくして間接に全社會の物質的狀態を進歩せしめることになる。

そしてスミスの考では、人々が神に依て與へられたる限界線内に於て行動する限りは、各人の利益は決して互に衝突するものではないが、自然的なる正義の根本法則が尊重せられざるに於ては相互に敵對關係に立つこととなるを免れぬ。此の見地からして次の如き政治的要求が當然に出て來る。即ち正義の命令に依て支配せられたる利得の衝動が總ての物質的慾望の満足のため必要なるものを造り出すものであるならば、國家の勦は利得の衝動に對して密接なる關係を有することが當然の結論として表はれねばならぬ。若し人々がすべて完全に道徳的であるならば、國家は無用の長物である。然るに利得の衝動は動もすればエゴイズムに陥り易いものなるが故に、國

家は輒ち存在する必要を見、正義の命令を實行せねばならなくなる。併し國家はその經濟的利己主義に對して許さるべき範圍を劃すること以上に、詳言すれば、各人の利得の行動を規律し、他の競争者に對して不正を働く人間を所罰せん爲めに法規を制定すること以上に、爲すべき所を持つものでない。若し國家が此の限度を越へて行動するに於ては、それは自然的正義を傷害するものと謂はねばならぬ。

すべて斯の如くにしてスミスは經濟上に於ける自然主義に立脚して、完全なる自由競争を以て最も合自然的で從て合理的で同時に又最も多く社會の調和と福祉とを齎すものと信じたのだが、自由競争の效果に就いては、スミスは其主なるもの四ツを擧げて居る。即ち先づ自由競争は個人を教育する。次には階級間の調和を齎す。次には個人經濟を進歩せしめる。次には國民經濟組織の健全なる状態を造り出す。試に其の四點を略説すれば、先づ自由競争あるが爲めに、個人は怠惰より喚起され然かも亦市場に對して餘り多くの商品と餘り多くの人間とが持出されてはならぬといふ用心を爲さしめられる。次に又自由競争あるが爲めに、商人や銀行家や手工業者等は皆その顧客を好遇し又安價に物品を供給せざるを得なくなる。又工業自由が齎され、労働者と資本主とに對する平等の地位が承認さるゝに至れば、工業家は最早労働者をば抑壓し得なくなる。又自

然的に自由なる經濟制が將來さるれば、國家は之に干涉することなきが爲めに、商人も工業家も他人の利益を犠牲にして自己の利益を圖ることは出來なくなる。次に自由競争は、經濟的にまた法的に束縛されたる状態に於けるよりも多くの生産を爲さしめ、更には此制度のみが消費者に對して良くて安い物品を供給することとなる。次に又自由競争が完全に行はれ、事物が自然の道筋に沿ふて發展する限りは、農業と工業と商業とは、その順序に於て行はれ又その順序に従てその地位が定まることゝならざるを得ない。そして他の事情を同一なりとせば、農業は私經濟的にも國民經濟的にも最も都合よきもので、其所には最も多くの勞働が生産に使用さるゝを得、又最も多く生産物が作られ、從て國の所得は最も大となり、又最も多大の節約が行はれて資本の形成を見ることゝなる。そして農業に亞で工業が、工業に亞で商業が行はれ、夫等が各々自然的に其所を得るに於ては、之れ最も整へる國民經濟の状態を現出するものたらざるを得ない。

されば完全なる自由競争の状態が造り出さるれば、各種階級の利害はよく國內全體の利害と調和することゝなり、よし各階級間の利害衝突は全然消滅にこそ歸せしめられざれば、其間大いなる緩和を見出し得べきや明かなりとする。

尙ほ『國々の富』中に養はれたるスミスの經濟的自然主義觀と自由主義觀とを論證することになれば、幾らも論示すべきものがあるが、上に示す所だけを以てしても、大體の輪廓と内容の一般

とは之を窺知するを得るであらう。然らばスミスのかゝる自然主義觀は、ア・プリオリであるかといふに決してさうでない。又それは抽象的な理論でもない。上に説き來つた所だけでも既に之を窺ひ得られるやうに、それは實に彼が經濟現象に對して精密なる觀察攷究を廻らしたる結果漸次に之を確信するに至つたものである。²⁷⁾ 又スミスは前に之を明かにしたやうに、自然法に關して一の理論體系を建立したものでなければ、尙又ケチーの如く之を經濟上の體系に造り成したものでもない。彼れの經濟學は自然法的見地の隱顯する多くの峰や頂を雲間に示すとはいへ、決してそれ自身一の自然法的理論體系といふことは出來ぬ。然しスミスが自然法的な見地を受入れ之を基礎としたる見地を定めその見地をば彼れの經濟學の建設に際して其儘に用ゐた所の多いことは、否定し難き所なりとする。

そこで一寸と研究方法的な方面を窺つて見るに、スミスの先行者たる Hobbes は自然科學的な概念と數學的な思索方法とに立脚して精神科學の地盤を造り上ぐるに成功した。彼は人性に關する經驗的な法則から出發して居るのだが、その經驗的法則といへば、即ち總べての人は自然的に利己主義である、人は他人からはたゞ名譽と利益とを得んと欲する、従て人は本來決して社會的なものではなく非社會的である、人々は互に相恐れるもので、茲に於てか國家や法律の必要生じ、其力に依て社會的生活は行はれ得るといふことである。次に Putendorf も亦數學的方法を

27) Gide and Rist. op. cit. p. 85ff.

自然法説の上に用ゐ、同様にまた利己的なる個人性より出發して學理を立てた。然るに經濟學上の理論は、自然法觀の中に育つたものだから、最初からして個人・社會・國家等に關する利己的器械觀的な空氣を呼吸し、之に數學的研究方法が加はつて一般的なる利己主義人性觀より出發し演繹法に依て理論を組立てることになつたのである。之に就いては Mandeville の功績が氣憶されねばならぬ。²⁷⁾

併しそれと同時に經濟學は、その幼時佛蘭西に於ては又具體的な説明的な研究方法をも受入れたから、つまり抽象的で演繹的なるものととの双方の研究方法を攝つて發育したのである。スミスはやはり此の兩研究方法を繼承して、色々に之を活用して居る。されば彼れの經濟學には、抽象的演繹的な推論が多いと同時に、又經驗的心理的な説明も少くない。²⁷⁾ 其の自然主義觀も亦從て兩様に表はれて居る。

スミスの自然主義觀を述ぶるに當つては、是非ともフイジオクラートの人々の自然主義觀との比較について一言せなければならぬが、兩者は前にも所々に之を述べたやうに、同じ泉から酌まれたものであり乍ら、多少其色彩と味とを異にするものがある。即ち Rest の之を指摘するが如く、フイジオクラツツに取つては、自然的秩序となるものは一の體系を包含し一の理想狀態で

27) Hasbach, die allgemeinen Philosophischen Grundlagen der von Fr. Quesnay u. Ad. Smith begründeten Politischen Ökonomie, S. 136

28) ditto, S. 138ff.

ある。従てそれを發見するのは天才でなくては出来ぬことで、又その状態を實現することは、たとひ公明正大なる專制政治のみが之を能くする。然るにスミスに取つては、自生的秩序なるものは一の事實である。そは齎さるべき状態ではなくて、既に現存する事實である。そは實に愚かなる人間的な立法などに依て色々に妨げられはしたけれども、然し常に之に打勝つて來た。即ち社會の人工的な組織秩序の下には完全に之を支配する所の自然な組織秩序が存在して居る。斯くてケネーに在つては規則と律序との一體系たるより以上のものではあり得なかつた所の經濟學は、スミスの手に移つてからは、現存する事實の觀察と解剖との基礎の上に立つ自然科學となつてしまつた。²⁸⁾

斯くスミスは現實の事實に立脚したるに拘らず、然かも彼は其の態度に於ては、フイジオクラツツの如く、物をば主として物理的に觀ないで、頗る精神的に觀、經濟現象をも常に心的生活の立場から觀察し、道德的な立場から判斷を下すに努めた。さればその自然主義的な自由觀は、内に在つては自らなる經濟の調和を齎らし、又外國に對する經濟關係も之に依て自らに整ひ、國々の調和と平安なる交通とは之に依てのみ行はれ、親密なる友交關係は斯くして經濟的に實現さるゝものと考へたのである。

次にスミスの自然主義觀とルソーのそれとの比較について致ふるも意味深きことだが、スミ

28) Gide & Rist, op. cit. p. 87ff.

スが直接にルソーの影響を受けて居るかどうかは明かでない。併し彼れの著書を読みもて行けば、兩者の間に思想上密接な關係あることは、誰の眼にも明かだ。ルソーも亦啓蒙時代の産兒であるから、彼は啓蒙思想の主智的傾向に反抗して主情的傾向を造り成すに努めたとはいへ、その意味に於て彼は啓蒙時代の繼子と見らるべきものなりとはいへ、やはり自然的なるものと善なるものとの混同を免れ得なかつた。彼の觀る所を以てすれば、總べて自然的なるものは善であるから、自然的なる社會は善である。然るに所謂文明なるものに依り、智識の進歩は人間の自然的本性を矯めて正しからざるもの善からざるものとしてしまつた。特に所有制の確立に依て人性は恐るべき墮落に陥つた。されば人々はどうしても自然に歸り自然的の感情を尊重し自然の本性を回復せねばならぬとせられた。其爲めには自然的教育が最も必要なりとしてエミールの出現をも見るに至つたのである。²⁹⁾

さればルソーは樂園は失はれたりと信するものだけれども、併し彼は文明的に後戻りするごとに依つて、その失はれたる樂園が回復されべきものとは考へなかつた。否進むで新たなる自然的で合理的な社會制度と社會生活狀態とを造り出すことに依つてのみ、樂園は再現し得るものと信じたのである。即ち個人の自由と平等とを基礎とする共和的な自治社會が建設實現さるゝに依つて、其の回復は行はれ得べしと信じたのである。斯るが故に彼は樂園の失はれたりと考ふる

29) Winderband, Geschichte der Philosophie, S. 439ff.

點に於ては悲觀論者^{ペシミスト}だけれども、後の社會主義者や共產主義者等の如く、自由にして幸福に充てる自然的な合理的な新社會の實現されべきを信する點に於ては、彼は樂天主義者^{オプティミスト}たるを失はぬ。仍て假りに彼を悲觀的樂天主義者と呼むても差支ないであらう。

然るにスムスに至つては、決して樂園の失はれたるを信せぬ。謂はゞ彼は樂園の保持せられ又益々完成しつゝあるを信するものである。現狀既に自然的擧げの下に生れ出でたる現實唯一の狀態であり、將來に生れ出づる社會は即ちたゞ之れ現狀が自然的に發達し完成さるゝに依つて造り成されるものたるに過ぎぬと考へた。そして彼が現狀に於て種々の時弊を認むるに拘らず、そはたゞ自然的な狀態が人爲的な故障に依て妨げられたるが爲めたるに外ならずとして、樂觀的な態度を執り、然かも現狀は自然のまゝに成るべく人工的な干渉を避けて進み行けば、自らに完成されて、將來の社會生活は益々整頓して幸福なるものとなるべきを信する點に於ても亦樂觀的態度を執つて居る。故にスムスはルーソーが悲觀的樂觀論者と呼ばれ得べきと同じやうな意味に於て樂觀的樂觀論者と稱せられても差支ないであらう。要するに両者は共に自然主義觀に據て立つ點に於て立場を一にして居り、同時に又右の如くその見地の相違することに依て少からずその面目を異にするを知らねばならぬ。

五 スミスの自由政策の見地

スミスの自然主義觀と樂天主義とから其の實際的な應用として經濟上の自由政策が生來る。即ちスミスは自然的なるものは總べて善なりと考へ、各個人は其の自由の行動にまかざるれば、自己の境遇を改善せんとする自然的な衝動に依つて、自らに利益と幸福とに向つて進み行くこととなり、然かも各個人が銘々左様に行動する結果、社會全體の調子は自らに整ひ國家全體がやはり利益と幸福とに向つて進み行くこととなるものと信じたること、前に詳論した所であるから、從て經濟の實際に於ては、各自は自ら其の進むべき道、行ふべき所を選擇決定すべきであり、其の決定に就いては各自が最もよく利害を辨へ、國家の立法者や政務家よりもより好く判斷を爲し得るものなれば、(every individual, it is evident, can in his local situation judge much better than any statesman or lawgiver can do for him)³⁰⁾ 國家が經濟上の專柄に對して干渉政策を行ふは、却つて物の自然的な發達を害し、不幸と不利益とを齎すこととなることと信じたのである。スミスが、各人の自由行動に放任すれば、各自は其の資本を使用するに就いても最も有利な道に之を使用するに努むることとなり、其の場合實に各人は自己の利益を考へて行動するばかりであつても、それを爲すに就いてはやはり自然的に乃至は寧ろ必然的にそれが同時に社會の利益となる道に從つて行動

30) Wealth of Nations, Vol. I, p. 421

することとなり、社會に對して最も有利なる道に從て資本を用ゐるがやはり最も多く自己の利益にもなることならざるを得ないを信じた所は、彼れの自由政策の見地が定まるに就いては、其根本の理由を爲すものこそなければならぬ。(every individual is continually exerting himself to find out the most advantageous employment for whatever capital he can command. It is his own advantage, indeed, and not that of the society, which he has in view. But he study of his own advantage naturally, or rather necessarily leads him to prefer that employment which is most advantageous to the society.)³¹⁾

ともかくスミスの觀る所では、國家や其他の團體やに依て人々の行動が指導せられたり監視せられたりする必要はない。國家のあらゆる干渉は、そがたとへ經濟現象の促進の爲めにせられるのであらうとも、又阻止の爲めにせられるのであらうとも、普通の狀態の下に於ては有害である。あらゆる技巧的な指導は、進む力をば其の自然的な軌道から逸せしめ、其の行程を阻礙し、其の効果を減少せしめるに過ぎぬ。人々の繁榮の爲めには、たゞ各人に自己の選ぶ道に沿ふて自己の利益を追ふて進む行くを許す所の、自然的なる、自由の、手近な、簡単な組織のみが適する。ミスは、國家が正當の限度を超へて經濟に干渉するは、餘計なことで又不自然なことだと見たのである。即ちそれは神の定めた秩序に對する侵害なりと見たのであつて、此の形而上學的な又心理

的な又道徳的法理的な見地の上に、彼れの政策觀は立脚して居る。³²⁾

尙又スミスは經濟問題に對して國家が干渉するのは、たゞ餘計なことだ不自然なことだと考ふるばかりではなく、抑も國家は斯かることを爲すに適せない本質を有するものだと信じた。即ちスミスの觀る所では、國家の職能はその本性上頗る限定されたもので、其の限定された職能の範圍に屬するものは、總べて自由に放任され各個人の行動に委かざるべきものと信じた。之れ前に之を明かにしたやうに、スミスは各個人が十分に完成せらるれば國家といふ組織の必要はないが、たゞ個人の完成の十分ならざる限り國家が存在して共同生活の步調を紊す者を取締り各人の之に準據すべき行動の一般的規律を定めて之を強行する必要ありと信じて居る所から當然に出て來る見解たらざるを得ない。

然らばスミスは國家の職能の範圍に就いて如何に致へたかといふに、彼は『國々の富』第四卷の終りに之を明示して居る。即ち自然的自由の制度に従へば、君主(國家)は任すべきたゞ三つの義務を有つて居る。第一は社會をば他の獨立の社會からの不法と侵害とから保護する任務、第二は社會内の各員をば出來得る限り他の成員の不正や迫害から保護する任務換言すれば嚴格なる司直行政を確立すること、第三には個人又は個人の少數團體が之を設立するのでは決してその利益となり得ざるが如き或種の公共事業及び公共設備を營造し維持すること之である。蓋し此の第三の

32) Hasbach, die allgemeinen philosophischen Grundlagen u. s. w. S. 155

務に於ては利得は個人や少數の個人團體やのかけた費用を回償するに足らずたゞ大社會の事業
爲せば屢々その經費を償ひ得て餘あるを得るものたるが故なりとする。(According to the
system of natural liberty, the sovereign has only three duties to attend to; three duties of great
importance, indeed, but plain and intelligible to common understandings: first, the duty of
protecting the society from the violence and invasion of other independent societies; secondly, the
duty of protecting, as far as possible, every member of the society from the injustice or oppression
of every other member of it, or the duty of establishing an exact administration of justice; and,
thirdly, the duty of erecting and maintaining certain public works and certain public institutions,
which it can never be for the interest of any individual, or small number of individuals, to erect
or maintain; because the profit could never repay the expence to any individual or small number
of individuals, though it may frequently do much more than repay it to a great society.³³)

然し忘るべからざることは、スミスは個人に對して絶對の信用を置くものではなく、個人の事
には必ず競争が必要で、競争あるに依て獨占が防がれなければ、必ず弊害生ずるを觀たこと之で
ある。次に又スミスの不干渉主義また之を一變原則とも稱さるべき、絶對的法制を考へし

は例外の伴ふを見遁すことが出来なかつた。³⁴⁾

すべて斯くの如くスミスは經濟的自由政策の使徒として立つたのだが、一國內に妥當することは國と國との間にも妥當すと考へたから、スミスは國際貿易に關しても、原則としては一般的に自由貿易主義を高唱したのである。併し彼れの自由貿易政策に關しては今更茲に絮説を要せないほど廣く其の見解は世に知られて居るから、茲に一々之を論證例示することは罷めて置く。要するに彼は、商品の完全に自由なる交易は、たゞに賣手を利するのみならず、同時に買手をも利するものと信じた。即ち自然の理に叶つた商業に於ては、當事者の一方が相手方を犠牲にして利得することなく、當事者双方が利得する。

此事工業製品と原料品との交易に於ても固より然りと信じた。そして自然的に自由なる商業には斯かる性質あるが故に輒ち商業は鬭争と敵對との源から和合と交友との流となつて進むことなるのである。然るに若し之れに人工的な保護や制限が加へられ、各國各自その進むべき貿易上の自然的な軌道から逸して方便を追ひ排他を之れ事とするに於ては、商業は友愛の紐たるを得ないで却つて不和と軋轢との原因とならざるを得なくなり、從來其の實狀に陥つてしまつたと考へた。(Commerce, which ought naturally to be, among nations, as among individuals, a bond of union and friendship, has become the most fertile source of discord and animosity.)³⁵⁾ スミスが

³⁴⁾ Gide & Rist, op. cit. p. 96

³⁵⁾ do. Vol. I. p. 457

キヤンチリズムに反對し、極力之を非難攻撃するに努め、『國々の富』中の諸卷内に在つても、マ
ーキヤンチリズムを論ずる部分に於て甚だ論鋒の鋭く論議の鮮かなるものあるを見ること、洵に
故ありとせなければならぬ。

上に論ずる所に依て、私は大體スミスの自然主義觀と自由思想と其の經濟的自由政策の見地と
を明かにするを得たと思ふが、最後に一言附記せなければならぬことは、スミスの自由主義の見
地は、人生の物質的な勞作方面より精神的方面にまで擴げられ、各個人の自然的で自由な競争的
努力が、總ての文化的生存を維持し發達せしむる働を爲すものとしたことである。高き文化上
の目的は自己自身の刺戟に依て進展するものではなく、競争は實に進歩に缺くべからざるものと
考へられた。此事は宗教にも科學にも教育にも妥當する。すべて人は特權に與かり心配のない境
遇に置かるれば、直ちに怠慢と墮落とが生ずる。何れの方面に於ても個人の生存利益は運動の最
も強き原動力たり又進歩の最も安全なる保障である。斯くてスミスの經濟學は人生一般に涉る原
理となり得るものとする。

洵にスミスの經濟學は人性に關する十分なる智識に充ち、又解剖精神の顯る鋭利なるものがあ
る。然るにも拘らずオイケン教授の之を指摘せし如く、一般的な人生觀としては人を満足せしむ

るに足らざるものがある。教授は謂ふ、そは人々に勞作に對する内心的な喜悅を興へない。又その勞作の成就に依て何等内心的な發展を齎すことを約束せない。そは生存と作爲とをば、たゞ外面的な進歩、出來得る限り大なる利得といふやうな觀點の下に置てしまつた。然るに外面的な運動の自由といふことは、決して同時に内心の自由を齎すものではなく、成功に對する慾求や激烈なる競争や人々を厭應なしに環境に結びつけてしまい、人々をば一般社會の奴隸たらしめねば止まぬものである。さればスミスの爲した事業は之を哲學的に見れば甚だ限局された意味しか有ら得ない。けれどもそが人生々活に對する特異の洞察たることに於ては、不朽のものである。³⁶⁾

オイケン教授の批評は正に當れりとせなければならぬが、私はスミスが從來分散せる材料たるに過ぎなかつた經濟學上の論議をば、進めて一個の纏れる科學的理論體系に造り上げ、以て經濟學の其後に於ける發達の基礎を据へたるばかりでなく、大體その設計を成就し、其の構造をも模範的に實地に造り上げ、然かも之を爲すに就いては、當代の一般的な思想の流に沿ふて自然主義と自由主義との見地を受入して之を經濟自由主義の見地として發育せしめ、自由政策として體現するに至らしめた成績は、實に偉大なるものたるを思はざるを得ない。衷心其の大業を偲びつゝ茲に此稿を草し終る。

36) Eucken, a. a. O. S. 39off.